

那覇市公報

第 1 4 8 7 号

毎月 2 回 1, 15 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

規 則

- 那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則 (人事課) 628

告 示

- 市道路線の供用開始に関する告示 (道路管理室) 629
- 平成 20 年度那覇市一般会計補正予算 (第 2 号) (財政課) 631
- 平成 20 年度那覇市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)
(国保・後期高齢医療課) 632

公 告

- 指定管理者の指定申請について (ちゃーがんじゅう課) 633

上下水道局規程

- 那覇市上下水道局経営委員会規程の一部を改正する規程 635

選挙管理委員会告示

- 那覇市選挙執行規程の一部を改正する告示 636

規 則

那覇市規則第40号

平成20年 8 月20日

公 布 済

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則(昭和60年那覇市規則第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(任用の制限) 第6条 [略] 2 [略] 3 <u>第3条第4項第1号に規定する臨時職員については、第1項中「1年を」とあるのは「2月を」と、前項中「1年」とあるのは「2月」と読み替えて適用する。</u>	(任用の制限) 第6条 [略] 2 [略] 3 <u>前2項の規定にかかわらず、第3条第4項第1号の臨時職員に係る任用の制限については、別に定める。</u>
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成20年8月20日から施行する。

告 示

那覇市告示第 7 1 号

平成 2 0 年 8 月 7 日

掲 示 済

市道路線の供用開始に関する告示

道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線を次のように供用開始をする。

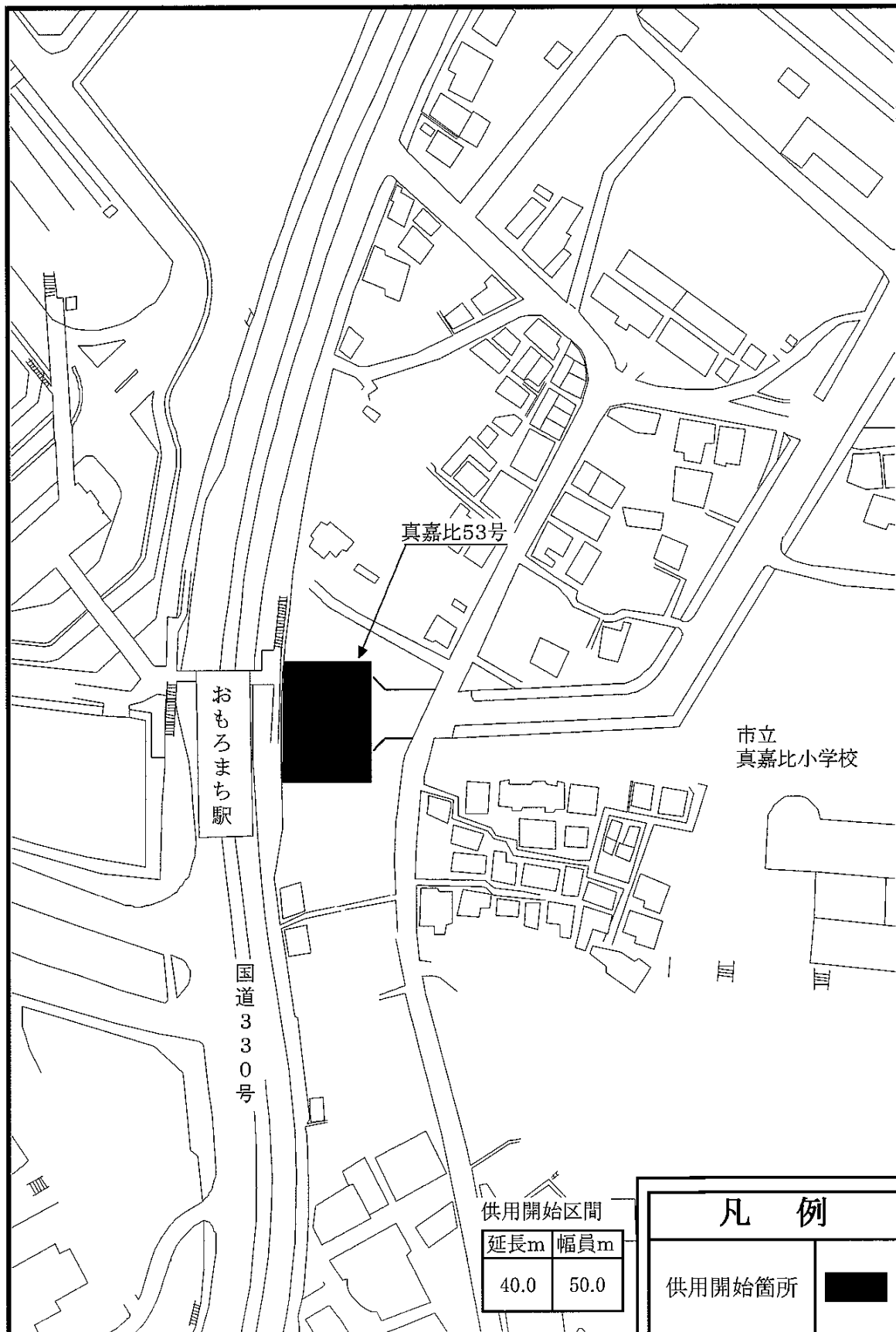
その関係図面は、告示の日から 2 週間那覇市建設管理部都市施設管理センター道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

供用開始をする路線

整理番号	路線名	区 間	供用開始の期日
1 6 4 5	真嘉比 5 3 号	字真嘉比 2 4 4 ~ 字真嘉比 2 4 4	平成 2 0 年 8 月 1 0 日

市道路線の供用開始位置図(参考図)



那覇市告示第 8 5 号

平成 2 0 年 9 月 1 日

平成 20 年(2008 年) 8 月那覇市議会臨時会で議決された平成 20 年度那覇市一般会計補正予算(第 2 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 20 年度那覇市一般会計補正予算 (第 2 号)

平成 20 年度那覇市一般会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 66,971 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 114,364,502 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰越金		400,000	66,971	466,971
	1 繰越金	400,000	66,971	466,971
歳 入 合 計		114,297,531	66,971	114,364,502

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		42,983,143	66,971	43,050,114
	1 社会福祉費	14,814,793	66,971	14,881,764
歳 出 合 計		114,297,531	66,971	114,364,502

那覇市告示第 8 6 号

平成 2 0 年 9 月 1 日

平成 2 0 年 (2 0 0 8 年) 8 月臨時会で議決された平成 2 0 年度那覇市老人保健特別会計の補正予算 (第 2 号) は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 2 0 年度那覇市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)

平成 2 0 年度那覇市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8 0 3 , 6 4 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 , 5 3 8 , 3 6 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金交付金		1,387,615	401,821	1,789,436
	1 支払基金交付金	1,387,615	401,821	1,789,436
2 国庫支出金		976,949	267,880	1,244,829
	1 国庫負担金	976,949	267,880	1,244,829
3 県支出金		198,679	66,970	265,649
	1 県負担金	198,679	66,970	265,649
4 繰入金		171,472	66,971	238,443
	1 一般会計繰入金	171,472	66,971	238,443
歳 入 合 計		2,734,724	803,642	3,538,366

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 医療諸費		2,271,421	803,642	3,075,063
	1 医療諸費	2,271,421	803,642	3,075,063
歳 出 合 計		2,734,724	803,642	2,734,724

公 告

那覇市公告第 7 1 号

平成 2 0 年 9 月 1 日

指定管理者の指定申請について

平成 2 1 年 4 月 1 日からの那覇市老人福祉センター、老人憩の家及び児童館の管理を行う市内に登録簿上の本店又は事業所等を有する社会福祉法人・その他の団体を次のとおり募集いたします。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 名称及び位置

名称	小禄老人福祉センター・ 小禄児童館	識名老人福祉センター・ 識名児童館	壺川老人福祉センター	末吉老人福祉センター	辻老人憩の家
位置	那覇市小禄 5 丁目 4 番 地 2	那覇市識名 2 丁目 5 番 5 号	那覇市壺川 2 丁目 3 番 1 1 号	那覇市首里 末吉町 2 丁 目 1 4 番地	那覇市辻 2 丁 目 1 4 番 1 号 辻市営住宅内

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市老人福祉センター条例第 1 4 条及び第 1 6 条、那覇市老人憩の家条例第 1 4 条及び第 1 6 条、那覇市児童館及び児童遊園条例第 1 4 条及び第 1 6 条に定めるもののほか、詳細については那覇市老人福祉センター等及び児童館指定管理者募集要項のとおり。

3 指定予定期間

平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日 (5 年)

4 応募資格

- (1) 市内に登録簿上の本店又は事業所等を有し、那覇市で 1 年以上の実績のある社会福祉法人・その他の団体であること。
- (2) 9 月 9 日 (火) の公募説明会に出席すること。

5 指定申請の方法

- (1) 指定申請書、募集要項の配布及び提出場所

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市健康福祉部 チャーがんじゅう課 在宅福祉グループ (本庁舎 6 階)

(2) 提出書類

那覇市指定管理者指定申請書 様式 1

管理運営事業計画書 様式 2

経費見積書

その他の書類

ア 法人等の定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書 (法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し、ただし、申請日前 3 ヶ月に取得したもの) 又は、これらに準ずる書類

イ 法人等の決算関係書類 (直近 3 ヶ年間の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類)

ウ 法人等の予算関係書類 (直近 1 ヶ年の事業計画書、収支計算書又はこれらに準ずる書類)

エ 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類 (法人等の組織図や業務執行体制がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類)

オ 市税及び消費税の完納証明書 (直近 3 ヶ年間)

カ 役員の名簿及び履歴を記載した書類

～ 以外のその他市長が必要と認める書類

(3) 指定申請書及び募集要項の配布期間

平成 2 0 年 9 月 1 日 (月) から 9 月 9 日 (火) まで

午前 9 時から午後 5 時まで。ただし土・日曜日及び祝日は除く。

(4) 申請書類の受付期間

平成 2 0 年 9 月 1 2 日 (金) ~ 9 月 2 6 日 (金)

午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、土・日曜日及び祝日は除く。

(5) 提出方法

指定管理者指定申請書のほか、必要書類をチャーがんじゅう課までご持参ください。(郵送、FAX による提出はできません。)

6 問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

健康福祉部 チャーがんじゅう課 在宅福祉グループ

TEL 098 - 862 - 9010 (直通)

FAX 098 - 862 - 9648

こどもみらい部 子育て応援課 育成環境グループ

TEL 098 - 861 - 6951 (直通)

FAX 098 - 862 - 9669

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 1 5 号

平成 2 0 年 8 月 6 日

公 布 済

那覇市上下水道局経営委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局経営委員会規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局経営委員会規程(1968年那覇市水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 [略] 2 委員長は上下水道部長をもって充て、委員は副部長、参事、課長、担当副参事及び企画経営課副参事で構成する。	(組織) 第3条 [略] 2 委員長は上下水道部長をもって充て、委員は副部長、参事、課長、担当副参事、 <u>総務課副参事</u> 及び企画経営課副参事で構成する。
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 2 7 号

平 成 2 0 年 8 月 4 日

掲 示 済

那覇市選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

那覇市選挙執行規程の一部を改正する告示

那覇市選挙執行規程(昭和47年那覇市選挙管理委員会告示第37号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章～第4章 [略]	第1章～第4章 [略]
第5章～第10章 [略]	第4章の2 選挙運動用ビラの証紙の交付(第11条の2 ～第11条の4)
付則	第5章～第10章 [略]
第1章～第4章 [略]	付則
	第1章～第4章 [略]
	第4章の2 選挙運動用ビラの証紙の交付 (証紙の様式)
	第 11 条の 2 法第 142 条第 1 項第 6 号に規定 するビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。) に貼らなければならない同条第 7 項の規定 により委員会が交付する証紙は、第 8 号の 2 様式による。
	(証紙交付票の交付)
	第 11 条の 3 前条の証紙の交付を受けようと する者は、あらかじめ、委員会から第 8 号 の 3 様式の選挙運動用ビラ証紙交付票(以下 この章において「ビラ証紙交付票」という。) の交付を受けなければならない。
	2 第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定は、ビ ラ証紙交付票の交付について準用する。
	(証紙の交付)
	第 11 条の 4 ビラ証紙交付票の交付を受けた 者が証紙の交付を受けようとする場合にお いては、ビラ証紙交付票に証紙をはるべき 選挙運動用ビラの見本 2 枚(記載内容が異な

第5章～第10章 [略]	<u>る選挙運動用ビラがある場合においては、それぞれ2枚)を添えて委員会に提出しなければならない。この場合において、ビラ証紙交付票に候補者の氏名を記入し、その印を押さなければならない。</u> 2 <u>委員会は、証紙を交付したときは、ビラ証紙交付票に交付した年月日及びその枚数を記入し、かつ、押印して提出者に返すものとする。ただし、次項に該当する場合においては、この限りでない。</u> 3 <u>ビラ証紙交付票の交付を受けた者は、交付を受けた証紙の枚数が法第142条第1項第6号に定める選挙運動用ビラの枚数に達したときは、ビラ証紙交付票を委員会に返さなければならない。</u> 4 <u>委員会は、証紙を交付したときは、第8号の4様式の選挙運動用ビラ証紙交付簿に必要な事項を記載し、受領者に押印させるものとする。</u> 第5章～第10章 [略] [第8号の2様式 別記] [第8号の3様式 別記] [第8号の4様式 別記]
備考 1 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。 3 様式の改正規定において、改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この告示は、平成20年8月4日から施行する。

[改正後 第8号の2様式]

第8号の2様式(第11条の2関係)

那覇市長選挙 選挙運動用ビラ (番号) 那覇市選管

備考 「(番号)」には、候補者の届出順位に相当する番号を記載すること。

[改正後 第8号の3様式]

第8号の3様式(第11条の2関係)

候補者届出番号	第 号			
候補者氏名	印			
年 月 日執行 那覇市長選挙 選挙運動用ビラ証紙交付票 (1 6 , 0 0 0 枚) 那覇市選挙管理委員会 印				
証紙交付年月日	証紙交付枚数	累 計	交付係印	備 考

備考 1 「第 号」には、候補者の届出順位に相当する番号を記載すること。

2 「(枚)」には、法第142条第1項第6号に定める選挙運動用ビラの枚数を記入するものとする。

[改正後 第8号の4様式]

第8号の4様式(第11条の2関係)

選挙運動用ビラ証紙 交付票番号		第 号	候補者氏名		
証紙交付 年 月 日	証紙交 付枚数	受 領 者 氏 名		受領 者印	交付 係印